

社会福祉法人山紫会役員等に対する報酬及び費用弁償

(趣 旨)

第 1 条 社会福祉法人 山紫会役員等（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給に関する必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第 2 条 役員の報酬（以下「報酬」という。）の額は、次のとおりとする。

(1) 常勤理事の報酬は、役員等に対する報酬及び費用弁償規程細則に従い支給する。

(2) その他の役員 勤務1日につき 20,000円

2 評議員の報酬は、勤務1日につき 20,000円とする。

(職員である者の特例)

第 3 条 役員等でかつ社会福祉法人山紫会職員である者に対しては、役員としての報酬は支給しない。

(費用弁償)

第 4 条 役員等が業務を行うため旅行したときは、費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、施設旅費規程の別表の区分を適用する。

(旅行命令)

第 5 条 役員等の旅行は、旅行命令によるほか、理事長の発する会議召集通知によることができる。

(準用規程)

第 6 条 この規程に定めるものを除くほか、役員等の報酬及び費用弁償の支給方法については施設職員の例による。

付 則

この規程は、平成 1 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から一部改訂（別表）施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から一部改訂施行する。

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から一部改訂施行する。